

研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム (BRIDGE) 運用指針
 (ガバニングボード 令和 7 年 3 月 12 日最終改正) 新旧対照表

| 改正 | 現行 |
|---|---|
| <p>研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針</p> <p>平成 29 年 5 月 25 日 ガバニングボード決定 (最終改正 : <u>令和 7 年 3 月 12 日</u>)</p> <p>(略)</p> <p>1. プログラム統括チーム (略)</p> <p>2. 各省 PD 等 (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>3.</u> プログラムの運営</p> | <p>研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針</p> <p>平成 29 年 5 月 25 日 ガバニングボード決定 (最終改正 : <u>令和 7 年 1 月 30 日</u>)</p> <p>(略)</p> <p>1. プログラム統括チーム (略)</p> <p>2. 各省 PD 等 (略)</p> <p><u>3. BRIDGE 評価委員会</u></p> <p><u>○ ガバニングボードによる評価を効果的かつ効率的に進めるため、ガバニングボードの下に、CSTI 有識者議員、プログラム統括チームその他の有識者で構成される BRIDGE 評価委員会を設置する。同評価委員会の構成等については、ガバニングボードが別に定める。</u></p> <p><u>4.</u> プログラムの運営</p> |

(1) 研究開発型

統合イノベーション戦略等の科学技術・イノベーション政策の方針に基づき、総合科学技術・イノベーション会議（以下「GSTI」という。）の司令塔機能を生かし、各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化（SIPや各省庁の研究開発等の施策で開発された革新技術等を社会課題解決や新事業創出に橋渡しするための取組をいう。以下同じ。）を推進する。

そのため、ガバニングボードは、重点課題を設定した上で、各省庁から提案を募集し、各分野の施策動向等に係る有識者からの意見や産業界等のニーズを踏まえ、民間研究開発投資の誘発又は財政支出の効率化に資する取組に予算配分を行う。

なお、ガバニングボードによる評価を効果的かつ効率的に進めるため、ガバニングボードの下に、GSTI 有識者議員、プログラム統括チームその他の有識者で構成される BRIDGE 評価委員会を設置する。同委員会の構成等については、ガバニングボードが別に定める。

また、BRIDGE 評価委員会による評価を円滑に実施するため、必要に応じて、同委員会の下に、BRIDGE 評価ワーキンググループを設置することができる。

① 新規施策に係る実施方針の策定

(略)

② 対象施策への推進費の配分の決定

(略)

③ 対象施策の進捗状況に係るフォローアップ

- 各省 PD は、外部有識者等による専門的観点からの対象施策に対する評価（4.（1）②）（以下「自己点検」という。）を実施し、その結果を内閣府に提出する。

(1) 研究開発型

統合イノベーション戦略等の科学技術・イノベーション政策の方針に基づき、CSTIの司令塔機能を生かし、各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化（SIPや各省庁の研究開発等の施策で開発された革新技術等を社会課題解決や新事業創出に橋渡しするための取組をいう。以下同じ。）を推進する。

そのため、ガバニングボードは、重点課題を設定した上で、各省庁から提案を募集し、各分野の施策動向等に係る有識者からの意見や産業界等のニーズを踏まえ、民間研究開発投資の誘発又は財政支出の効率化に資する取組に予算配分を行う。

(新設)

① 新規施策に係る実施方針の策定

(略)

② 対象施策への推進費の配分の決定

(略)

③ 対象施策の進捗状況に係るフォローアップ

- 各省 PD は、外部有識者等による専門的観点からの対象施策に対する評価（5.（1）②）（以下「自己点検」という。）を実施し、その結果を内閣府に提出する。

○ 次年度に継続する施策については、各省 PD は、内閣府が定める期日までに、自己点検の結果を踏まえて、次年度における事業費及びそのうち推進費の配分を要望する額を含む研究開発等計画の改定案を作成し、内閣府に提出する。

○ 内閣府は、提出された自己点検の結果及び研究開発等計画の改定案について、SIPPD 及びプログラム統括の意見を聴取するものとする。

○ BRIDGE 評価委員会は、SIPPD、プログラム統括チームの意見を踏まえ、年度末評価を行う。次年度に継続する施策の評価に当たっては、施策又は施策の対象とする個々の事業について、研究開発等計画に沿って実施されていない又は目標達成の見込みがないものについては、次年度の推進費の配分を認めない、また、目標以上の成果が得られ、早期の社会実装が期待されるものについては、研究開発等計画の前倒しする、などについて検討を行うものとする。

○ ガバニングボードは、BRIDGE 評価委員会での年度末評価の結果を踏まえ、次年度に継続する施策については、継続する事業の概要、推進費の配分額、事業期間を含む実施方針を策定する。また、当該年度で終了する施策については、各省庁の関連施策への反映等について評価意見をまとめるものとする。

④ その他
(略)

(2) システム改革型

中長期的に官民研究開発投資の拡大を図るため、地域中核大学イノベーション創出環境強化事業、戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業、スタートアップ・エコシステム形成推進事業、新 SBIR 制度加速事

○ 次年度に継続する施策については、各省 PD は、内閣府が定める期日までに、自己点検の結果を踏まえて、次年度における事業費及びそのうち推進費の配分を要望する額を含む研究開発等計画の改定案を作成し、内閣府に提出する。

○ 内閣府は、提出された自己点検の結果及び研究開発等計画の改定案について、SIPPD 及びプログラム統括の意見を聴取するものとする。

○ BRIDGE 評価委員会は、SIPPD、プログラム統括チームの意見を踏まえ、年度末評価を行う。次年度に継続する施策の評価に当たっては、施策又は施策の対象とする個々の事業について、研究開発等計画に沿って実施されていない又は目標達成の見込みがないものについては、次年度の推進費の配分を認めない、また、目標以上の成果が得られ、早期の社会実装が期待されるものについては、研究開発等計画の前倒しする、などについて検討を行うものとする。

○ ガバニングボードは、BRIDGE 評価委員会での年度末評価の結果を踏まえ、次年度に継続する施策については、継続する事業の概要、推進費の配分額、事業期間を含む実施方針を策定する。また、当該年度で終了する施策については、各省庁の関連施策への反映等について評価意見をまとめるものとする。

④ その他
(略)

(2) システム改革型

中長期的に官民研究開発投資の拡大を図るため、地域中核大学イノベーション創出環境強化事業、戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業、スタートアップ・エコシステム形成推進事業、新 SBIR 制度加速事

業及び標準活用加速化支援事業を下記のとおり実施する。

なお、ガバニングボードによる評価を効果的かつ効率的に進めるため、ガバニングボードの下に、CSTI 有識者議員及びその他の有識者で構成される審査・評価委員会を設置する。同委員会の構成等については、ガバニングボードが別に定める。

① 地域中核大学イノベーション創出環境強化事業（令和8年度まで）、戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業

i) 実施方針の策定

- イノベーション創出に向けた戦略的な大学改革等に向け、各府省における施策を効果的に推進することを目的に、審査・評価委員会は、当該事業の対象施策、対象施策への配分額、事業実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を作成する。
- ガバニングボードは、審査・評価委員会から実施方針案に係る報告を聴取し、実施方針を策定する。

ii) 対象施策の実施状況等に係るフォローアップ
(略)

② スタートアップ・エコシステム形成推進事業

i) 実施方針の策定

- 統合イノベーション戦略に基づき、研究開発型スタートアップの創業に係る総合的な環境整備の実現に必要な施策であって、各府省において十分には実施されておらず、かつ司令塔として実施すべき特に重要な施策等を推進するため、審査・評価委員会は、毎年度、当該事業の対象施策、各対象施策への配分額、各対象施策の実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を作成する。

業及び標準活用加速化支援事業を下記のとおり実施する。

なお、ガバニングボードの下に、ガバニングボードメンバーのうち1名を座長とする審査・評価委員会を設置する。同委員会の構成等については、座長の意見等を踏まえ、ガバニングボードが別途定める。

① 地域中核大学イノベーション創出環境強化事業（令和8年度まで）、戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業

i) 実施方針の策定

- イノベーション創出に向けた戦略的な大学改革等に向け、各府省における施策を効果的に推進することを目的に、審査・評価委員会は、当該事業の対象施策、対象施策への配分額、事業実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を策定する。
- ガバニングボードは、審査・評価委員会座長から実施方針案に係る報告を聴取し、実施方針を策定する。

ii) 対象施策の実施状況等に係るフォローアップ
(略)

② スタートアップ・エコシステム形成推進事業

i) 実施方針の策定

- 統合イノベーション戦略に基づき、研究開発型スタートアップの創業に係る総合的な環境整備の実現に必要な施策であって、各府省において十分には実施されておらず、かつ司令塔として実施すべき特に重要な施策等を推進するため、審査・評価委員会は、毎年度、当該事業の対象施策、各対象施策への配分額、各対象施策の実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を作成する。

| | |
|--|--|
| <p>○ ガバニングボードは、審査・評価委員会から実施方針案に係る報告を聴取し、実施方針を策定する。</p> <p>ii) 対象施策の実施状況等に係るフォローアップ (略)</p> <p>③ 新 SBIR 制度加速事業</p> <p>i) 実施方針の策定</p> <p>○ 新 SBIR 制度に基づき統一的な運用を行う各省庁の研究開発補助金等の連携を加速し、省庁横断で研究開発から事業化までの切れ目ない支援を実施するために必要な施策であって、各省庁において十分には実施されておらず、かつ司令塔として実施すべき特に重要なものを推進するため、審査・評価委員会は、毎年度、当該事業の対象施策、各対象施策への配分額、各対象施策の実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を作成する。</p> <p>○ ガバニングボードは、審査・評価委員会から実施方針案に係る報告を聴取し、実施方針を策定する。</p> <p>ii) 対象施策の実施状況等に係るフォローアップ (略)</p> <p>④ 標準活用加速化支援事業</p> <p>i) 実施方針の策定</p> <p>○ 戦略的な標準の活用を政府全体として推進するため、各府省において実施される特に重要な施策等を推進することを目的に、審査・評価委員会は、毎年度、当該事業の対象施策、各対象施策への配分額、各対象施策の実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を作成する。</p> <p>○ ガバニングボードは、審査・評価委員会から実施方針案に係る報</p> | <p>○ ガバニングボードは、審査・評価委員会座長から実施方針案に係る報告を聴取し、実施方針を策定する。</p> <p>ii) 対象施策の実施状況等に係るフォローアップ (略)</p> <p>③ 新 SBIR 制度加速事業</p> <p>i) 実施方針の策定</p> <p>○ 新 SBIR 制度に基づき統一的な運用を行う各省庁の研究開発補助金等の連携を加速し、省庁横断で研究開発から事業化までの切れ目ない支援を実施するために必要な施策であって、各省庁において十分には実施されておらず、かつ司令塔として実施すべき特に重要なものを推進するため、審査・評価委員会は、毎年度、当該事業の対象施策、各対象施策への配分額、各対象施策の実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を作成する。</p> <p>○ ガバニングボードは、審査・評価委員会座長から実施方針案に係る報告を聴取し、実施方針を策定する。</p> <p>ii) 対象施策の実施状況等に係るフォローアップ (略)</p> <p>④ 標準活用加速化支援事業</p> <p>i) 実施方針の策定</p> <p>○ 戦略的な標準の活用を政府全体として推進するため、各府省において実施される特に重要な施策等を推進することを目的に、審査・評価委員会は、毎年度、当該事業の対象施策、各対象施策への配分額、各対象施策の実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を作成する。</p> <p>○ ガバニングボードは、審査・評価委員会座長から実施方針案に係</p> |
|--|--|

告を聴取し、実施方針を策定する。

- ii) 対象施策の実施状況等に係るフォローアップ
(略)

4. 評価

「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 28 年 12 月 21 日、内閣総理大臣決定）」を踏まえ、以下のとおり BRIDGE についての評価を行う。

(1) 評価対象

- ① 制度全体に対する評価

(略)

- ② 研究開発型における対象施策に対する評価

(略)

- ③ システム改革型（地域中核大学イノベーション創出環境強化事業（令和 8 年度まで）、戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業、スタートアップ・エコシステム形成推進事業、新 SBIR 制度加速事業及び標準活用加速化支援事業）における対象施策に対する評価

i) 評価主体

(略)

ii) 実施時期

(略)

iii) 評価項目・評価基準

- 評価項目・評価基準については、審査・評価委員会が作成する案を踏まえ、ガバニングボードが定める。

iv) 評価結果の反映方法

(略)

る報告を聴取し、実施方針を策定する。

- ii) 対象施策の実施状況等に係るフォローアップ
(略)

5. 評価

「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 28 年 12 月 21 日、内閣総理大臣決定）」を踏まえ、以下のとおり BRIDGE についての評価を行う。

(1) 評価対象

- ① 制度全体に対する評価

(略)

- ② 研究開発型における対象施策に対する評価

(略)

- ③ システム改革型（地域中核大学イノベーション創出環境強化事業（令和 8 年度まで）、戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業、スタートアップ・エコシステム形成推進事業、新 SBIR 制度加速事業及び標準活用加速化支援事業）における対象施策に対する評価

i) 評価主体

(略)

ii) 実施時期

(略)

iii) 評価項目・評価基準

- 評価項目・評価基準については、審査・評価委員会が策定する案を踏まえ、ガバニングボードが定める。

iv) 評価結果の反映方法

(略)

(2) 結果の公開

- 評価結果は原則として公開する。
- 評価を行う BRIDGE 評価委員会、審査・評価委員会 及びガバニングボードは、非公開の研究開発情報等も扱うため、非公開とする。

(3) 効率的な評価

(略)

5. その他

- 上記の他、BRIDGE の推進上必要な詳細事項に関しては、ガバニングボード座長と協議の上、内閣府において定める。
- なお、令和7年 3月 12日 改正の前の規定により実施されている BRIDGE の対象施策 等 については従前の例による。

(2) 結果の公開

- 評価結果は原則として公開する。
- 評価を行う 運営委員会 及びガバニングボードは、非公開の研究開発情報等も扱うため、非公開とする。

(3) 効率的な評価

(略)

6. その他

- 上記の他、BRIDGE の推進上必要な詳細事項に関しては、ガバニングボード座長と協議の上、内閣府において定める。
- なお、令和7年 1月 30日 改正の前の規定により実施されている BRIDGE の対象施策については従前の例による。